

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成24年3月8日(2012.3.8)

【公開番号】特開2009-223995(P2009-223995A)

【公開日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【年通号数】公開・登録公報2009-039

【出願番号】特願2008-69821(P2008-69821)

【国際特許分類】

G 11 B 27/34 (2006.01)

G 11 B 33/10 (2006.01)

G 11 B 27/00 (2006.01)

G 11 B 27/10 (2006.01)

【F I】

G 11 B 27/34 S

G 11 B 33/10 6 0 2 E

G 11 B 27/00 D

G 11 B 27/10 A

G 11 B 33/10 6 0 2 P

【手続補正書】

【提出日】平成24年1月16日(2012.1.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一のコンテンツ制御方式を用いて再生される第一のコンテンツ、または前記第一のコンテンツ制御方式とは異なる第二のコンテンツ制御方式を用いて再生される第二のコンテンツを再生する再生手段と、

少なくとも前記第二のコンテンツに関する識別情報を取得する取得手段と、

前記取得手段によって取得された識別情報に基づいて、該取得に係るコンテンツが、前記第二のコンテンツ制御方式を用いて再生されるコンテンツであること、または、再生において所定の機能が提供されないコンテンツであることを通知する通知手段と、

を備えるコンテンツ再生装置。

【請求項2】

前記取得手段は、前記第二のコンテンツ制御方式が用いられることを示す情報を含む識別情報を取得し、

前記通知手段は、前記識別情報に基づいて、コンテンツが、前記第二のコンテンツ制御方式を用いて再生されるコンテンツであることを通知する、

請求項1に記載のコンテンツ再生装置。

【請求項3】

前記所定の機能は、前記第二のコンテンツに対して再生の停止位置近傍を次回再生時の再生開始位置として記憶するレジューム機能であり、

前記通知手段は、再生において前記レジューム機能が提供されないコンテンツであることを通知する、

請求項1または2に記載のコンテンツ再生装置。

【請求項4】

タッチパネルを有し、前記再生手段によって再生されるコンテンツを表示する表示部を更に備え、

前記所定の機能は、前記表示部に表示されたコンテンツに対して行われる前記タッチパネルの操作機能であり、

前記通知手段は、再生において前記タッチパネルの操作機能が提供されないコンテンツであることを通知する、

請求項 1 から 3 の何れか一項に記載のコンテンツ再生装置。

【請求項 5】

ユーザによる操作を受け付ける操作受付手段を更に備え、

前記通知手段は、前記操作受付手段によって操作が受け付けられた場合に、再生において所定の機能が提供されないコンテンツであることを通知する、

請求項 1 から 4 の何れか一項に記載のコンテンツ再生装置。

【請求項 6】

前記第一のコンテンツおよび前記第二のコンテンツは、該コンテンツ再生装置に対して着脱可能な記録媒体に記録され、

前記取得手段は、前記記録媒体が前記コンテンツ再生装置に装着された場合に、少なくとも前記第二のコンテンツに関する識別情報を取得する、

請求項 1 から 5 の何れか一項に記載のコンテンツ再生装置。

【請求項 7】

前記第一のコンテンツおよび前記第二のコンテンツは、該コンテンツ再生装置に対して着脱可能な記録媒体と共に記録され、

前記再生手段は、前記記録媒体から読み出された前記第一のコンテンツと前記第二のコンテンツとを連続して再生し、

前記通知手段は、前記再生手段によって再生されるコンテンツが、前記第一のコンテンツから前記第二のコンテンツへ移行する際に、前記第二のコンテンツ制御方式を用いて再生されるコンテンツであること、または、再生において所定の機能が提供されないコンテンツであること、を通知する、

請求項 1 から 6 の何れか一項に記載のコンテンツ再生装置。